

## 子ども・子育て支援新制度に伴う各種基準の概要

### 1. 新制度と各種基準について

平成24年8月、子どもとその保護者や子育て支援に関わる人に必要な支援を行うとともに、全ての子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指し、新たに、子ども・子育て関連3法が公布されました。これらの法律に基づき、子ども・子育て支援新制度が平成27年4月から始まります。

新制度の施行に伴い、新たな給付制度の創設（財政支援）などにより、国の政省令等に従い、市町村は、以下の4つの基準を条例等で定めることとなりました。

- (1) 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準
- (2) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
- (3) 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準
- (4) 保育の必要性の認定に関する基準

### 2. 各種基準の目的及び概要

#### (1) 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（認可基準）

##### 【目的】

新制度において、施設・事業が市町村の行う給付（財政支援）を受けるためには、県又は市町村から、適切な運営を確保するための基準等に基づき、認可を受ける必要がある。認可にあたっては国が政省令等で基準を定め、県又は市町村がこの基準をもとに条例で定めることとなる。このうち、家庭的保育事業等に関しては、市町村が認可することとなった。

##### 【概要】

適切な運営を確保するため、職員の配置や施設整備等に関する基準を条例で定める。

給付	対象施設	認可権者
施設型給付	教育・保育施設 (認定こども園、幼稚園、保育所)	県
地域型保育給付	家庭的保育事業等 (家庭的保育事業、小規模型保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業)	市町村

#### (2) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（運営基準）

##### 【目的】

新制度において、施設・事業が市町村の行う給付（財政支援）を受けるためには、認可を受けた施設・事業のうち市町村から、運営基準に照らし給付の対象となるかの確認及び定員設定を受けた施設・事業でなければならない。確認にあたっては国が政省令等で基準を定め、市町村がこの基準をもとに条例で定めることとなる。

### 【概要】

教育・保育施設及び地域型保育事業が給付を受ける対象となることを確認するため、会計処理や情報公開等が適切か等に関する基準を条例で定める。

給付	対象施設	確認者
施設型給付	教育・保育施設 (認定こども園、幼稚園、保育所)	市町村
地域型保育給付	家庭的保育事業等 (家庭的保育事業、小規模型保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業)	市町村

### (3) 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準

#### 【目的】

新制度では、子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、市町村に子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行う責務が課されており、本市の学童クラブは、その一つとして放課後児童健全育成事業に位置付けられる。

また、平成24年8月子ども・子育て関連3法の成立に伴い、児童福祉法が一部改正され、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について、国が政省令で定める基準を踏まえ、市町村が条例で定める。

#### 【概要】

放課後児童健全育成事業の職員の資格及び職員数等を定める。

### (4) 保育の必要性の認定に関する基準

#### 【目的】

新制度では、保護者の申請を受けた市町村が、客観的基準に基づき家庭の状況や子どもの認定区分等に応じた保育の必要性を認定し、保護者は認定を受けた後、新制度の給付対象施設・事業を利用できることになる。保育の必要性を認定するため、国が政省令等で基準を定め、市町村が定められる範囲において規則等で定めることとなる。

#### 【概要】

①保育の必要性の事由、②保育必要量の区分、③優先利用について、基準を設け、保育の必要性があると認定されたものについて、家庭の状況等に応じて保育必要量の認定や優先利用の判断をし、各施設・事業の利用に繋げる。

保育の必要性の事由に関する基準については、①及び②については規則を定め、③については運用基準等を定める。